

企画教育委員会記録

1 日 時 令和3年6月18日(金)
午前 9時57分 開会
午前11時05分 閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員

委員長	小野辰夫	副委員長	白川 誉
委員	小野志保	委員	神野恭多
委員	河内優子	委員	高塚広義
委員	永易英寿	委員	藤田幸正
委員	近藤 司		

4 欠席委員

なし

5 説明のため出席した者

副市長 加藤 龍彦

企画部

部長 亀井 利行 総括次長(財政課長) 木俣 浩毅

総合政策課長 加地 和弘 地方創生推進課長 近藤 淳司

総務部

部長 岡田 公央 総括次長(市史編さん室長) 和田 隆宏

次長(人事課長) 高橋 聡 契約課長 松平 幸人

人事課主幹 伊藤 伸明

市民環境部

次長(市民課長) 酒井 千幸

建設部

部長 三谷 公昭 建築指導課長 横山 和良

教育委員会事務局

学校給食課長 沢田 友子

消防本部

警防課長 伊藤 英知

6 委員外議員

議員 井谷 幸恵

7 議会事務局職員出席者

事務局次長 飯尾 誠二 議事課主任 越智 雅弘

8 本日の会議に付した事件
別紙付託案件表のとおり

9 会議の概要

○ 開 会 午前 9時57分

●小野委員長：〈開会挨拶〉

○加藤副市長：〈挨拶〉

○企画部関係（企画部その他関係者）

◇議案第39号 新居浜市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○横山建築指導課長：〈説明〉

○酒井市民環境部次長（市民課長）：〈説明〉

〈質 疑〉

●藤田委員：建築指導課関係の改正について、目的を再度説明してほしい。

○横山建築指導課長：県と同様に、受益者負担の適正化のため改正するものである。

●藤田委員：これまでの新居浜市の取扱いとして手数料が安く、ほかと同様に受益者負担の公平化のため引き上げるとするのが大本の理由か。

○横山建築指導課長：そのとおりである。

●藤田委員：この改正により、どのくらいの手数料増収を想定しているか。

○横山建築指導課長：昨年の実績を踏まえた想定では、1,000円アップが1件と2,000円アップが2件で、合計5,000円の増収予定となっている。

●神野委員：現在の新居浜市における個人番号カードの取得率を教えてください。

○酒井市民環境部次長（市民課長）：昨日6月17日現在で34.61%である。

〈討 論〉 な し

〈採 決〉 全会一致 原案可決

休憩 午前10時05分／再開 午前10時06分

○総務部関係（総務部その他関係者）

◇議案第38号 新居浜市職員の給与に関する条例及び新居浜市消防職員の任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○高橋総務部次長（人事課長）：〈説明〉

〈質 疑〉

●神野委員：条文には中華人民共和国からとあるが、変異株の取扱いはどうなるか。

○高橋総務部次長（人事課長）：新型コロナウイルスというくくりにしているため、変異株もこの枠の中で捉えられるものと考えている。

〈討 論〉 な し

〈採 決〉 全会一致 原案可決

◇議案第44号 財産の取得について

○松平契約課長：〈説明〉

○沢田学校給食課長：＜説明＞

＜質 疑＞

●高塚委員：既設の食缶洗浄機と同様のものになるのか。4,081万円は機器と工事費も含めての金額か。先ほど20年経過したと説明があったが、更新した場合、同様のものであればまた20年は使えるのか。

○沢田学校給食課長：同様の機器かどうかについては、現在設置している機器と同型の後継機であるため、性能等も同じである。工事費も含むのかについては、機器と設置工事費、現在の機器の処分費用も含んでいる。設置後どれくらい使えるかについては、メーカーの耐用年数は10年であるが、メンテナンスを繰り返しながらなるべく長く使用していきたいと思っている。

●高塚委員：四国厨房の入札価格が3,710万円で、他の業者と40万円程度しか変わらず、全体額からすると僅差だと思うが、2回目にもう一步踏み込んだ入札を行うといったことは今までないか。

○松平契約課長：競争入札のため、1回目で確定すると再度の入札は行わない。

●神野委員：予定価格は幾らだったか。先ほど、後継機で性能もそれほど変わらないと説明があったが、慢性的に人員不足が続いている中で、少しでも自動化を図ったほうがよかったのではないかとと思うが、その辺りは検討しなかったのか。

○松平契約課長：予定価格については4,433万円である。

○沢田学校給食課長：調理員等とも相談し、原則として同じ機器のほうが作業手順なども分かっているということで設定した。

●近藤委員：入札参加者が3者ということだが、一般競争入札でこのような厨房機器を取り扱える業者は、新居浜市内にどれくらいあるのか。

○松平契約課長：新居浜市内でこのような機器の納入が可能と思われる参加資格登録業者は、4者ほどある。

●近藤委員：入札に参加した3者は、いずれも新居浜市外の業者か。

○松平契約課長：ほかに応札を行ったのは、株式会社瀬戸内、のぞみ厨機株式会社で、いずれも市内の業者である。

●永易委員：機器の耐用年数を仮に10年として、今後のメンテナンス料についても考慮する考えはあるのか。機器が一番安くてもメンテナンス料が高いといったことにはならないか。

○沢田学校給食課長：現在も四国厨房と契約を行っているが、メンテナンス料がそれほど高額であるとは考えていない。

●永易委員：他社との比較などを行ったことはあるか。

○沢田学校給食課長：機器のメンテナンスについては、現在も納入業者との契約としているため、他社との比較は行っていない。

●高塚委員：ラインに不良が出た場合、市内業者ならば早く対応できると思う。四国厨房は松山の業者だが、対応のスピード感はどうか。

○沢田学校給食課長：修理については、当日もしくは翌日に行う旨契約に記載があり、松山からのため1時間ほどで来て修理いただいている。

＜討 論＞ な し

＜採 決＞ 全会一致 原案可決

◇議案第45号 財産の取得について

○松平契約課長：＜説明＞

○伊藤警防課長：＜説明＞

<質 疑>

●高塚委員：一般競争入札の金額が、岩本商会と他の2者とで結構差が開いていると思う。株式会社モリタの消防ポンプ車だと思うが、入札時にメーカーなども指定するのか、それとも条件のみを提示するのか。

○伊藤警防課長：予算決定の見積り等については、15メートル級はしご自動車の更新ということで、それに合わせ、多目的消防自動車の仕様書を消防本部で作成し、その仕様書に即した内容での見積り依頼を行っている。

●高塚委員：あまりにも金額が開き過ぎているので、業者側においてモリタ以外のメーカーもしっかり検討しての入札と受け取ってよいか。

○伊藤警防課長：この見積りに関しては、仕様書のとおりという形で、それぞれの業者と話を詰めた上でその仕様で対応可能かどうかを確認して依頼している。

●藤田委員：南消防署にある15メートル級はしご車が、この多目的消防ポンプ自動車に更新されるということか。

○伊藤警防課長：そのとおりである。

●藤田委員：これまで配備されていたものと比較して具体的にどのようなところが新しくなったのか。900リットルの水槽が付いているが、南消防署には既に水槽付きの車両が配備されていると思う。2台配備されるということになるのか。

○伊藤警防課長：多目的消防ポンプ自動車の仕様に関する利点としては、これまでの15メートル級はしご自動車には水槽が付いていなかったため、900リットルの水槽を付けることで、早急に放水ができる態勢をとる。また、14メートルのブームを搭載しており、高所からの放水も可能となっている。現在の15メートル級はしご自動車のバスケット装置は、2名乗車が限度となっているが、3名に向上しており、総合的な判断とともに地域の実情等を考慮してこの多目的消防自動車を購入するに至った。

●藤田委員：いろいろな機能が付いたものを配備するのは、市民から見ても非常に安心だが、新居浜のような地形の中で、南消防署に水槽付き車両が2台配備となると、どちらかがメインでどちらかがサブに回るというように感じる。消防本部において、緊急時の配車についてはどのように指令を出すことになるか。

○伊藤警防課長：南消防車の水槽付き消防自動車に関しては、一般建物火災のときにポンプ車と同時出動という形で対応する。高所からの救助や放水が必要な場合には、高所のブームが付いているこの多目的消防ポンプ自動車に対応することとなる。また、現在のはしご自動車については、ジャッキ、アウトリガーを出すため、接地保有空地が必要となっているが、この多目的消防自動車についてはアウトリガーがなく、H型ジャッキということで、車両が進入すればそのスペース内で活動できる有効性があり、南消防署への配置が有効ではないかと判断、調査研究をさせていただいた。

●藤田委員：ポンプのメーカーはモリタか。

○伊藤警防課長：ポンプ艀装メーカーはモリタである。

●藤田委員：シャシーはどこか。

○伊藤警防課長：日野自動車の7トン級シャシーである。

●藤田委員：新居浜市消防本部の配備車両のうち、モリタ以外のポンプはあるか。

○伊藤警防課長：現在新居浜市に配備している82台中、モリタ製のポンプは35台となっている。それ以外は他のメーカーであり、艀装メーカーとしては愛媛芝浦ポンプ商会などがある。

●藤田委員：艀装メーカーではなく、ポンプ自体のメーカーについて、今の大体の割合はどうか。

○伊藤警防課長：詳細な数は分からないが、小川ポンプ工業などもある。

●近藤委員：現在の車両はどのように処分するのか。

○伊藤警防課長：車両を更新した場合は、これまでと同様に海外への寄贈を予定している。

<討 論> な し

<採 決> 全会一致 原案可決

◇議案第46号 財産の取得について

○松平契約課長：<説明>

○伊藤警防課長：<説明>

<質 疑>

●神野委員：基本的に操作するのは機関員だと思うが、近くの消防団員が行って消火する際、操作性が同じだったら元機関員などが使えると思うが、その辺りはどうか。

○伊藤警防課長：このポンプ車については、液晶画面を搭載しているため、以前の機関員の操作は難しいと判断する。それに伴い、車両配備時に機関員の教養訓練等や、メーカーを含めた操作訓練・説明等を行い配備する予定である。

●藤田委員：23年で更新配備するということだが、新しく配備するに当たり、変更点はあるか。

○伊藤警防課長：自動揚水装置とあって、今まで手動で揚水をしていたが、作動スイッチを押すことにより自動的にエンジン回転数を適正数まで上昇させ、揚水が完了するとアイドル状態に自動で戻す装置が付いている。そのほか、自動調圧装置とあって、放水中のポンプ圧力を常にコントロールする装置もある。今まで何口かで放水しているときに1つを閉めてしまうと圧力が一気に上がって非常に危険であったが、自動調圧装置付きだと圧力が一定に設定されるため、その危険性は非常に少なくなる。団員の安全面を考慮し、そのような装置を装備している。

●藤田委員：いろいろ改善をされているが、今の計画の中で、分団の非常備車両は23年、常備車両はもっと短い期間で更新する。今は昔と違い、大規模災害も非常に少なく、ポンプの使用頻度も以前と比べて非常に低い。走行についても、ポンプ積載車の配備をうまく行っており、各分団での活動においても、そんなに伸びない。今回の配備はいいが、今は車両もしっかりしているため、23年の配備計画を長くするような考えや声はないか。

○伊藤警防課長：そのような声について、直接は聞いていない。更新年限の設定については、県下消防団の耐用年限等も考慮し23年と設定している。言われるような使用状況の変化や劣化状況、車両ごとの部品調達の可能状況などもあるため、それらを考慮しながら今後考えていきたいと思っている。

<討 論> な し

<採 決> 全会一致 原案可決

休憩 午前10時42分／再開 午前10時43分

○予算議案 (企画部その他関係者)

◇議案第43号 令和3年度新居浜市一般会計補正予算 (第3号)

○木俣企画部総括次長 (財政課長)：<説明>

<質 疑>

●近藤委員：社会資本整備総合交付金9,737万5,000円について、新居浜市の要望に対してどれくらいの交付率となったのか。

○木俣企画部総括次長 (財政課長)：社会資本整備総合交付金の内示率について、今回補正をしている事業は、上部東西線改良事業、滝の宮公園リニューアル事業、大島支線改良事業と宇高西筋線改良

事業で、滝の宮公園リニューアル事業については、昨年度と比較すると、国費の伸び率としては13%ほどの減となっている。それ以外、上部東西線改良事業（地方道）については昨年度比273%で3倍くらいあり、昨年度に比べると全体として国費がたくさんついたというイメージで、全体としての内示率は75%であった。

●近藤委員：昨年度の内示率はどうだったか。昨年度の内示率が少なかったから、3倍になって元に戻ったということも考えられ、その辺りが分かりにくいので、比較ができるよう説明をお願いしたい。

○木俣企画部総括次長（財政課長）：これまでは、要望に対する内示率は基本的に大体40%、50%であったため、それを見越して当初予算の計上を行うが、今回、国の当初内示がこれまでに比べると非常に高くなったこともあり、今回は少し多めとなった。

●近藤委員：コロナ関係で国の財政も非常に厳しいのだろうと思うが、内示率が予想より多くなった理由をどう見ているか。

○木俣企画部総括次長（財政課長）：国全体としては大きく増えているわけではないため、全国的に配分していく中で、恐らく事業費の絡みもあって、新居浜市分が少し多くなったのではないかと。県内他市の状況を明確に把握はしていないが、恐らく調整の結果、今年度は新居浜市が少し多くなったのではないかと思う。国費を取りにいく建設部の努力も当然あったかとは思いますが、明確な原因については判断しかねている。

●神野委員：企画費における国庫支出金について、地方創生に関する部分が増えており、アフターコロナなどを考えた国の動きがこういうところで読み解けるのではないかと思うが、国から、地方への移住の推進について力を入れてほしいといった通達があったのか。

○近藤地方創生推進課長：国からそのような通達があったわけではなく、今回の地方創生推進交付金は、前回の平成28年度から令和2年度までの計画が終了したため、令和3年度からの新たな地域再生計画を国に提出したことにより、4月1日に交付決定いただいた地方創生推進交付金について補正予算計上したものである。

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第47号 令和3年度新居浜市一般会計補正予算（第4号）

○木俣企画部総括次長（財政課長）：<説明>

< 質 疑 > な し

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

休憩 午前11時01分 / 再開 午前11時02分

○ 請 願 ・ 陳 情 関 係

◇請願第2号 インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出方について

< 意見・討論 >

●永易委員：インボイス制度については、税の公平性を考えると導入すべきだと思っているが、現在、令和3年度税制改正に関する意見書を日本商工会議所が出しており、その中では、企業がコロナ禍からの再生に注力できるよう、インボイス制度の導入は当分の間凍結すべきという意見もあるため、現在は継続審査としていただきたいと思っている。

< 採 決 > 全会一致 継続審査

◇請願第3号 日本政府が核兵器禁止条約に署名、批准することを求める意見書の提出方について
＜意見・討論＞

●高塚委員：日本政府は、これまでも核兵器廃絶には積極的に取り組んでおり、自身が核兵器を保有しないことを国際社会に誓約するとともに、国連総会に核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動決議案を提出し、核不拡散にも取り組んできている。今回の請願は、国に対して核兵器禁止条約への早期署名、批准を求めるものであるが、日本としては自国が条約に参加することのみにこだわるのではなく、世界の情勢を見据えつつ、大局観に立ち、核保有国をも巻き込んでNPT、核兵器不拡散条約の究極の目標である核兵器の廃絶を実質的に進め、核兵器禁止条約に参加できるような環境を整備していくことが肝要だと考えている。また、請願事項の2項目めにある締約国会合へのオブザーバーとしての参加については、既に政府・与党内においても提言がなされ、検討していることでもある。こうした点を踏まえ、本請願には賛同できない。よって、請願第3号を不採択としていただくようお願いする。

＜採 決＞ 賛成する者なく不採択

○ 閉 会 午前11時05分

企画教育委員会付託案件表

令和3年6月18日

○企画部関係（企画部その他関係者）

議案第39号 新居浜市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○総務部関係（総務部その他関係者）

議案第38号 新居浜市職員の給与に関する条例及び新居浜市消防職員の任免、給与、
服務に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第44号 財産の取得について

議案第45号 財産の取得について

議案第46号 財産の取得について

○予算議案（企画部その他関係者）

議案第43号 令和3年度新居浜市一般会計補正予算（第3号）

第1表 歳入歳出予算補正中	ページ
歳入 全部	2・8~11
歳出 第2款 総務費	
第1項 総務管理費	
5目 企画費（財源補正を除く）	3・12

第2表 地方債補正 変更

議案第47号 令和3年度新居浜市一般会計補正予算（第4号）

第1表 歳入歳出予算補正中	
歳入 全部	2・6

○請願・陳情関係

請願第2号 インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出方について

請願第3号 日本政府が核兵器禁止条約に署名、批准することを求める意見書の提出
方について